

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和7年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年3月31日

苫小牧市長 金 澤



記

第1章 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

- 1 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 2 処理区域 苫小牧市全域
(収集対象人口：165,303人（令和7年2月末現在）)
- 3 処理計画量

(1) ごみ処理量 計 51,611 t

家庭ごみ	燃やせるごみ	21,754 t
	燃やせないごみ	1,687 t
	資源物	7,127 t
	大型ごみ	1,428 t
	計	31,996 t
事業系ごみ	燃やせるごみ	18,203 t
	燃やせないごみ	1,000 t
	資源物	118 t
	大型ごみ	294 t
	計	19,615 t

入直 ごみ 接搬	家庭系資源物	231 t
	事業系資源物	10,281 t
	計	10,512 t

(2) 生活排水の適正処理の働きかけ

汚水処理人口普及率は 99%以上で推移しているが、地域の環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、今後も合併処理浄化槽の普及を推進しながら、適正な処理を継続していく必要がある。

(し尿・浄化槽汚泥の処理量)

し	尿	9,817kℓ			
浄	化	槽	汚	泥	5,016kℓ
計					14,833kℓ

4 関係を有する他の市町村からの受け入れ

(1) 法第7条第1項に基づき、再生利用を目的とするものに限り受け入れるものとする。なお、その種類及び処理量の見込みは以下のとおり。

プ	ラ	ス	チ	ツ	ク	3 t
その他（紙くず、木くず等）						878 t
計						881 t

(2) 北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき安平・厚真行政事務組合（構成町：安平町、厚真町）からの受け入れを行う。

燃	や	せ	る	ご	み	1,867 t	
燃	や	せ	な	い	ご	み	99 t
資	源					物	485 t
計						2,451 t	

※処理計画量の見込みは、広域処理負担額計画書による

(3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第17号）第17条に規定する指定取引場所として、本市に設置されるものは以下のとおり。

ロジスティード北日本株式会社 苫小牧物流センター	苫小牧市新開町3丁目7番1号
株式会社鈴木商会 道南支店苫小牧事業所	苫小牧市晴海町17番地の3

5 関係を有する他の市町村への搬出

法第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされているが、当市の区域内で発生する下記の廃棄物は、区域内に適正処理が可能な施設がないことから、当該廃棄物の処理施設を有する市町村への搬出を行う。

搬出先	種別	搬出量
北見市	蛍光管	6 t
	乾電池（蓄電池を含む）	38 t
千歳市	小動物（鹿）の死体	8 t
平取町外 2 町衛生施設組合 （積み替え保管場所：日高町）	小動物（鹿）の死体	23 t

第2章 一般廃棄物の排出の抑制及び減量化のための方策に関する事項

1 食品ロス削減運動事業

食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンター等で消費期限が2か月以上残る食品を集め、フードバンクに寄贈するフードドライブ事業を実施する。その他各種イベントにおいても、食品ロスの削減を呼びかける。

2 生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入者に対する助成制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）及び生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付する。

3 生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭及び事業者から発生する調理くず、食べ残し等の生ごみを微生物等により分解し、生ごみの減量化を促進すべく、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成事業を実施する。

4 資源回収団体奨励金制度

集団回収活動の推進を図るため、新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ類及び紙パックを対象に資源回収登録団体に対する奨励金制度を実施する。

5 リサイクルハウス設置助成事業制度

集団回収団体における、資源物の一時保管場所の確保及び事業者が自主的に資源物を分別・保管し、リサイクルすることを促進するため、リサイクルハウス設置に係る助成制度を実施する。

6 事業系ごみの減量施策

事業系ごみの展開調査等を行い、必要に応じて減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみ分別・処理ガイドブックを活用し、事業者向けの出前講座や分別・処理説明会を開催し、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。

7 拠点回収による資源化促進事業

ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、家庭用廃食油、古着・古布、古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール）及び使用済み小型電子機器を市内公共施設、スーパー（家庭用廃食油のみ）、家電量販店（蛍光管のみ）又はホームセンター（蛍光管のみ）等に回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施する。

8 J F E リサイクルプラザ 苫小牧の市民開放

ごみの減量とリサイクルに関する情報提供やごみ処理施設の見学受付・案内などを行う。このほか、牛乳パックからの手すきはがきづくりなどの体験学習や大型ごみとして出された家具や自転車を修理して販売する。

9 ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動

広報とまこまい、クリーンとまこまいなどによる紙上啓発、出前講座・説明会、事業者への分別・減量指導、清掃施設見学会等を通して積極的な市民へのごみ減量・リサイクルの意識啓発に努める。

また、小学生環境教育副読本及び中学生副読本を活用した次世代市民向け講座を実施し、若い世代に対する意識啓発を促進する。

さらには、ごみ分別アプリや SNS（Instagram・YouTube）などによる意識啓発を促進する。

10 エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指してノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等、環境負荷への低減を積極的に行っている店舗や事業者に対して、市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施する。

11 ノーレジ袋・マイバッグ持参運動

市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立の一環として、マイバッグ持参・レジ袋削減に向けた取組みを推進し、市民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。

12 イベントごみ集積場機材貸出制度

町内会や自治会で実施するイベント会場において、ごみの散乱防止や正しい分別の促進を図るため、集積場機材の貸出しを行う。

13 資源物収集の継続実施と事業所における個人消費の取扱い

平成 9 年度から開始した缶・びん・飲料用紙パックの資源物収集、平成 13 年度から開始したペットボトルの資源物収集、平成 22 年度から開始したプラスチック並びに平成 25 年 7 月から開始した紙類及びせん定枝の資源回収を継続する。

また、事業所で個人が消費した缶・びん・飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチック及び紙類については、家庭から排出される基準に準じて排出されることを条件に搬入することができ、さらに事業者にも積極的に資源物の分別収集を行うよう指導する。

種 別	主 な 再 生 方 法
缶	アルミ缶、スチール缶をアルミ、鉄の原料として再生利用
びん	ガラスびんの原料（カレット）などとして再生利用
ペットボトル	繊維製品、容器などの原料として再生利用
紙パック	トイレットペーパーなどの原料として再生利用
プラスチック	プラスチックの原料として再生利用
紙類	固形燃料として再生利用
せん定枝	木質ボードの原料又は固形燃料などとして再生利用

第3章 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

1 排出及び処理の方法

種	類	排 出 方 法
一般家庭の日常生活から排出されるごみ※ ¹	燃やせるごみ	有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（週2回）（有料）
	有害ごみ	スプレー缶、携帯ボンベ及び電池（電子たばこなどの蓄電池内臓の製品を含む）と水銀体温計（水銀血圧計含む）を、それぞれ透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	おむつ類	透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	燃やせないごみ	有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（月1回）（有料）
	缶、びん、ペットボトル	透明な別袋に入れてステーションに排出（月2回）（無料）
	紙パック	ひもで縛ってステーションに排出（月2回）（無料）
	プラスチック類	プラスチック製容器包装及びプラスチック単体は、透明な袋に入れてステーションに排出（週1回）（無料）
	紙類	透明な袋に入れてステーションに排出（月2～3回）（無料）
	せん定枝	1メートル以下に切りそろえ、1メートル以内のひもなどで縛って、指定された場所へ排出（※ ² ）（無料）
	大型ごみ	大型ごみ処理手数料シールを貼って指定された場所へ排出（※ ² ）又は自己搬入（有料）
事業活動に伴い排出される一般廃棄物	燃やせるごみ	排出者自ら又は許可業者により沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、焼却処理（有料）
	資源物	排出者自ら又は許可業者により沼ノ端クリーンセンター又は中間処理施設場へ搬入し再生利用（無料） ※事業所から排出される紙類、個人消費に伴う資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）など

※¹ 一部地域では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物の戸別収集を実施。

※¹ ステーションへの排出は、収集当日の午前8時45分までとする。

※² 大型ごみ・せん定枝収集センターに事前に申込みの上、指示に従って排出すること。

2 搬入禁止物及び処理不適物（適正処理困難指定物含む）

家電リサイクル法に定めるもの	
エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店等に相談又は指定取引所に持ち込み、適正に処理すること。
資源有効利用促進法に定めるもの	
パソコン、パソコン用ディスプレイ、ノートパソコン等	メーカー又はパソコン 3R 推進協会に相談し、適正に処理すること。
フロン排出抑制法に定めるもの	
フロン類を使用する製品	第一種フロン類充填回収業者に相談し、適正に処理すること。
苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
有害性のあるもの (例) バッテリー、毒性のある薬品（硫酸、塩酸、農薬）、刺激性スプレー（熊撃退スプレー、催涙スプレー）等	販売店等に相談し、適正に処理すること。
感染性のあるもの (例) 医療機関等から排出される注射器、注射針、血液の付着したガーゼ等	
爆発性のあるもの (例) ガスボンベ、消火器等	
引火性のあるもの (例) ガソリン、灯油、廃油、火薬等	
引火性のあるもの (例) 塗料、シンナー等	乾燥させる等の措置を講じて、排出すること。
著しく悪臭を発するもの	脱臭等の措置を講じて、排出すること。
産業廃棄物	
市の廃棄物処理施設では、処理が困難なもの (例) 廃タイヤ、耐火金庫、太陽光パネル、最大の辺又は径がおおむね 150cm を超えるもの等	
苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
燃やせるごみのうち、最長の辺又は径が 50cm を超えるもの。ただし、樹木の幹及び枝については、径が 12cm 以下で、長さが 50cm を超えるもの。	破碎・切断等の措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、おおむね縦 2m、横 1m 及び高さ 60cm の容器に収納できない形状のもの。 ただし、金属くずについては、次に掲げる形状のもの。 (1) 管状のもので、径が 5cm、長さが 2m を超えるもの (2) 棒状のもので、径が 1cm、長さが 40cm を超えるもの (3) 板状のもので、厚さが 1.6mm、各辺の長さが 40cm を超えるもの	破碎・切断等の措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、既に破碎されたもの又は破碎することが困難なもの（破碎不適物）については、最大の辺又は径がおおむね 150cm を超えるもの	最大の辺又は径がおおむね 150cm を超えない破碎不適物は、廃棄物埋立処分場に搬入可能。
モーター又はコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫又は洗濯機	家電リサイクル法対象外の品目に限る。
スプリング入りマットレス及びソファ	

第4章 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

施 設 名	所 在 地	受 入 時 間 と 休 業 日
沼ノ端クリーン センター	苫小牧市字沼ノ端 2番地の25	受入時間 8:00～19:00 休 業 日 日曜日と1月1日から1月2日
柏原埋立処分場	苫小牧市字柏原 13番地・221番地	受入時間 9:00～17:00 休 業 日 火・木・土・日曜日と1月1日から1月 2日 ※沼ノ端クリーンセンターで受付が必要
西町し尿・ 雑排水処理施設	苫小牧市元町3丁目 5番3号（西町下水 処理センター内）	受入時間 8:30～16:30 休 業 日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民 の休日、12月31日から1月3日
J F Eリサイクル プラザ苫小牧	苫小牧市字沼ノ端 2番地の25	開館時間 9:00～17:00 休 館 日 日曜日、国民の祝日及び国民の休日、 12月29日から1月3日